

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく

## 高知県耐震改修促進計画

平成 19 年 3 月

平成 21 年 3 月一部改正

平成 27 年 8 月 13 日一部改正

平成 27 年 11 月 24 日一部改正

高知県土木部建築指導課

補 章 平成25年11月25日施行の耐震改修促進法の改正への対応	30
第1節 地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物に係る事項	30
1 指定の考え方	
2 指定建築物及び耐震診断結果の報告期限	
第2節 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	37
1 指定の考え方	
2 指定道路及び耐震診断結果の報告期限	

## 補章 平成25年11月25日施行の耐震改修促進法の改正への対応

この章は、平成25年11月25日施行の法改正(以下、改正後の法律を「法」、改正前の法律を「旧法」と呼ぶ。)に対応するためのものである。

なお、第1～6章は、旧法に対応し、特段の支障がない限り効力を有するものとする。以降の記述は、法に対応するものとする。

### 第1節 地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物に係る事項

#### 1 指定の考え方

法第5条第3項第1号に基づき定める大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物は、地震時における応急対策活動の拠点となる施設や避難所となる施設等(既存耐震不適格建築物であって耐震不明建築物であるものに限る)である。

具体的には、地域防災計画等に位置付けられた防災拠点で、①高知県道路啓開計画(※)の広域の防災拠点、②市町村災害対策本部庁舎、(以上は、報告期限までに建替えや耐震改修を終えた、または着手するものを除く)、③県の所管部局が早急に耐震化が必要であるとした建築物、④市町村が計画記載を要望する建築物、で意見聴取等条件の整ったものから指定を行うこととする。

#### ※ 高知県道路啓開計画(暫定版)

南海トラフ地震発生直後には、揺れや津波により、各地で道路の寸断や情報の錯綜・断絶が発生し、負傷者の救助、救出や支援物資の輸送等に大きな支障が出るものと想定される。高知県道路啓開計画は、事前に、優先して啓開すべき防災拠点と防災拠点に至るルート、啓開作業を行う建設業者や手順などを定め、これを関係機関が認識、共有することにより、地震発生後における早期の道路啓開を目指すものである。

高知県道路啓開計画(暫定版)は、市町村と県が連携して選定した「地域の防災拠点」1,192箇所のうちの優先順位が高い247箇所と、県が選定した「広域の防災拠点」35箇所の計282箇所について、啓開日数の算定を行ったものである。

#### 2 指定建築物及び耐震診断結果の報告期限

まずは、表1に記載の建築物を耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づく建築物として指定する。なお、①は該当建築物がなく、②は表1の市町村以外には該当建築物がない。

また、耐震診断結果の報告期限は、平成31年3月31日とする。

表1

建築物の名称等	所在地
高知市立朝倉総合市民会館	高知市朝倉戊 585 番地 1

高知市木村会館	高知市旭町三丁目 121
高知市役所本庁舎	高知市本町五丁目 1 番 45 号
高知市役所南別館	高知市本町五丁目 6 番 13 号
高知県立武道館	高知市丸ノ内 1 丁目 8-3
安芸市役所東庁舎	安芸市矢ノ丸 1-4-40
安芸市役所北庁舎	安芸市矢ノ丸 1-4-40
高岡第一小学校①－ 5 棟	土佐市高岡町乙 3440-1
土佐市役所本庁舎	土佐市高岡町甲 2017-1
土佐市役所西庁舎	土佐市高岡町甲 2017-1
土佐市役所北庁舎	土佐市高岡町甲 2112
土佐市いづみふれあいセンター	土佐市市野々 34-1
土佐市教育研究所	土佐市高岡町乙 225
高知県立青少年センター本館	香南市西野 303-1
高知県立青少年センター宿泊棟	香南市西野 303-1
中央公民館	四万十市右山五月町 8 番 22 号
働く婦人の家	四万十市右山五月町 8 番 32 号
幡多公設地方卸売市場	四万十市佐岡 499 番 1
馬路村就業改善センター	安芸郡馬路村大字馬路 443
大豊町役場庁舎	長岡郡大豊町高須 231 番地
吾北総合支所	吾川郡いの町上八川甲 1934
本川総合支所	吾川郡いの町長沢 123-12
仁淀消防組合消防本部	吾川郡いの町西町 1 番地
仁淀消防組合吾北分署	吾川郡いの町上八川甲 1934
野老野公民館	高岡郡中土佐町大野見野老野 507
竹原体育館	高岡郡中土佐町大野見竹原 689
大野見体育館	高岡郡中土佐町大野見吉野 232
久万秋公民館	高岡郡中土佐町大野見久万秋 231
神母野集落センター	高岡郡中土佐町大野見神母野 1025-1
下ル川集落センター	高岡郡中土佐町大野見下ル川 1435
瀬里集会所	高岡郡四万十町瀬里 53-2
弘瀬集会所	高岡郡四万十町弘瀬 459-3
下道集会所	高岡郡四万十町下道 38-2
里川入会林総合利用センター	高岡郡四万十町里川 544-3

昭和高齢者創作館	高岡郡四万十町昭和 532
平野集会所	高岡郡四万十町平野 417-7
作屋就業改善センター	高岡郡四万十町作屋 479-3
農村環境改善センター	高岡郡四万十町榎山町 571-7
「高知県南海トラフ地震時重点継続要医療支援者支援マニュアル」に位置付けられ、平成 26 年 9 月 5 日付で計画記載の同意が得られた民間の病院	高知市内
「高知県災害時医療救護計画」に位置付けられ、平成 27 年 5 月 13 日付で計画記載の同意が得られた民間の病院	高知市内
高知市地域防災計画に位置付けられ、平成 27 年 4 月 23 日に計画記載の同意が得られた民間の貸しビル	高知市内
香南市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 6 月 11 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香南市内
香南市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 6 月 11 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香南市内
香南市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 6 月 11 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香南市内
香南市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 6 月 11 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香南市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 4 月 17 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 4 月 17 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 4 月 17 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 4 月 17 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 4 月 17 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 4 月 17 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内





四十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年9月18日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四十町内
四十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年9月19日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四十町内
四十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年10月10日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四十町内



四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年10月10日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
災害時等における施設利用の協力に関する協定を市町村と締結し、平成27年3月17日に計画記載の同意が得られた民間の宿泊施設	黒潮町内

## 第2節 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

### 1 指定の考え方

法第5条第3項第2号に基づく地震時に通行を確保すべき道路は、地震発生時に、広域的な避難や支援物資の輸送のための道路を確保することを目的とし、高知県道路啓開計画のルートを踏まえ、

- ・広域の防災拠点とインターチェンジを結ぶ道路
  - ・県外からの救援ルートとなる国道
  - ・総合防災拠点と地域の防災拠点のうち市町村の災害対策本部を結ぶ道路
- のうち、必要な道路を指定することとする。

ただし、以下に示すケースなどにより指定する道路が確定しない場合は確定してから指定することとする。

- (1)報告期限までに、接続する防災拠点の移転設計等に着手する場合
- (2)報告期限までに、バイパスが開通すると見込まれる場合
- (3)防災拠点が長期浸水エリア内にあるなど、国道と防災拠点を結ぶルートを特定できない場合
- (4)報告期限までに、沿道建築物の除却が見込まれる道路拡幅工事等の着手が予定されている場合

また、高速自動車国道、高速自動車国道に並行する自動車専用道路(須崎道路、窪川佐賀道路、中村宿毛道路など)、一般国道の自動車専用道路、地域高規格道路は、原則として指定しないこととする。

さらに、当該道路に高速自動車国道、高速自動車国道に並行する自動車専用道路、一般国道の自動車専用道路、地域高規格道路が並走しており、当該道路の部分の代替機能を果た

す場合は、原則として当該道路の部分は指定しないこととする。

## 2 指定道路及び耐震診断結果の報告期限

まずは、平成26年度に調査を終えた道路(26年度調査道路:広域の防災拠点とインターチェンジを結ぶ道路、県外からの救援ルートとなる2桁国道)のうち、次の道路(表2、図2参照)を指定する。

引き続いて、平成26年度に調査を終えた道路のうち、次の道路(表3、図3参照)を指定する。

また、指定された道路に接する敷地内の通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る)(※)の耐震診断結果の報告期限は、平成31年3月31日とする。

### ※ 通行障害既存耐震不適格建築物の高さ要件のイメージ

図1のように、 $45^{\circ}$ で見上げた線にかかる建築物が該当する。この場合、 $45^{\circ}$ で見上げる線は、①建築物の敷地が道路と同じ高さか道路より低い場合は道路の高さから、②建築物の敷地が道路より高い場合は道路を敷地の高さまで上げた地点から引くこととする。

図1

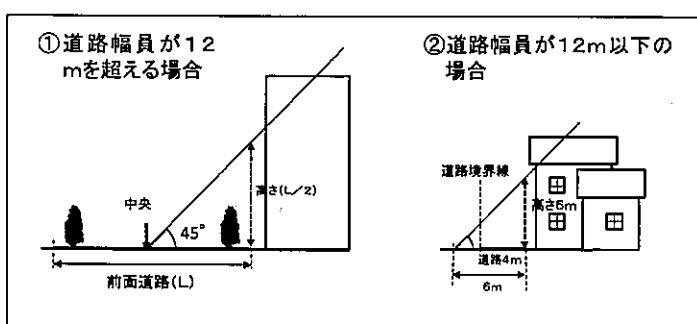


表2

路線名	区間
国道33号	升形交差点～仁淀川町橋(橋防災事業の起点) (いの町枝川の高知西バイパスとの交差点～同波川の県道39号土佐伊野線との交差点を除く)
県道38号高知土佐線	国道33号との交差点～国立病院機構高知病院
県道302号長者佐川線	国道33号との交差点～町道青去2号線との交差点
佐川町道青去2号線	県道302号長者佐川線との交差点～高北病院

表 3

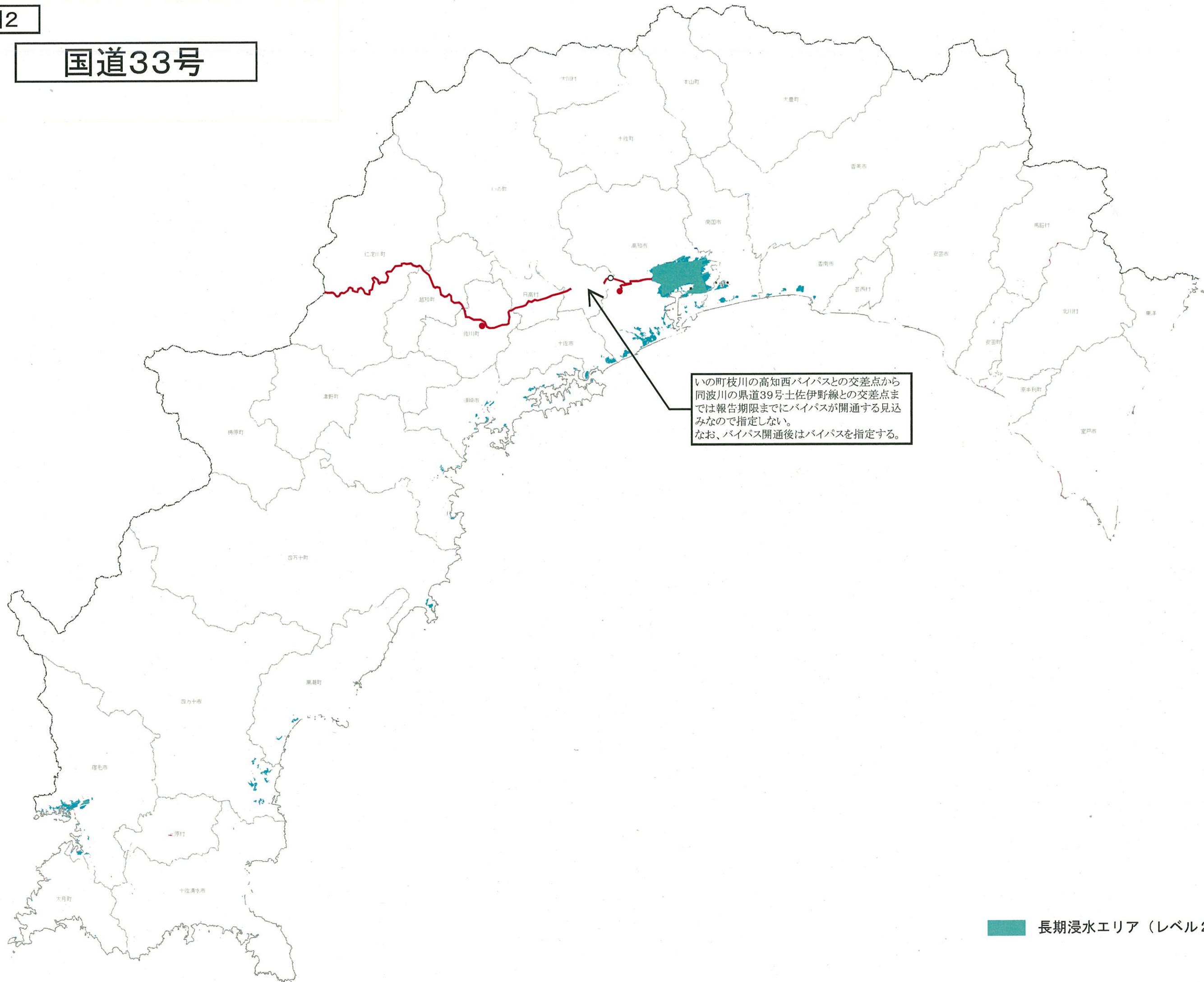
国道32号	南国IC～高知市介良の国道55号との交差点
県道384号北本町領石線	県道256号久礼田笠ノ川線との交差点～南国市道南国122号線との交差点
南国市道南国122号線	県道384号北本町領石線との交差点～高知大学医学部
県道376号高知南インター一線	高知南IC～高知新港入口
県道14号春野赤岡線	高知新港入口～県道35号桂浜宝永線との交差点
県道35号桂浜宝永線	県道14号春野赤岡線との交差点～県道278号弘岡下種崎線との交差点
県道278号弘岡下種崎線	県道35号桂浜宝永線との交差点～高知市道三里347号線との交差点
高知市道三里347号線	県道278号弘岡下種崎線との交差点～海里マリン病院
国道55号(一般国道の自動車専用道路以外のもの)	高知市介良の国道32号との交差点～東洋町 徳島県境(香南のいちIC～芸西西IC、芸西村道江尻線との交差点～県道216号羽尾琴浜線との交差点、県道12号安田東洋線との交差点～県道206号西谷田野線との交差点、田野病院前～国道493号との交差点、室戸市道羽根本線との西側交差点～室戸市道羽根本線との東側交差点、農免崎山傍土線との交差点～室戸市道岩戸元線との交差点を除く)
県道45号南国インター線	国道55号との交差点～南国市道旧農協病院線との交差点
南国市道旧農協病院線	県道45号南国インター線との交差点～中央東土木事務所
県道373号高知空港インター線	国道55号との交差点～高知龍馬空港
県道240号遠崎野市線	国道55号との交差点～県道234号土佐山田野市線との交差点
県道234号土佐山田野市線	県道240号遠崎野市線との交差点～高知県立青少年センター
香南市道馬袋線	国道55号との交差点～香南市道野地横井線との交差点
香南市道野地横井線	香南市道馬袋線との交差点～県道231号山川野市線との交差点
県道231号山川野市線	香南市道野地横井線との交差点～野市中央病院
安芸市道妙見刑部線	国道55号との交差点～安芸市総合運動場
県道29号安芸物部線	国道55号との交差点～あき総合病院
県道202号椎名室戸線	国道55号との西側交差点～室戸市道室戸広域公園線との交差点
室戸市道室戸広域公園	県道202号椎名室戸線との交差点～室戸広域公園

線	
国道56号(窪川佐賀道路、中村宿毛道路以外のもの)	県道36号高知南環状線との交差点～土佐IC、四万十町中央IC～宿毛市 愛媛県境(国道321号との交差点～宿毛市道大道車岡線との交差点、平田IC～宿毛市与市明トンネル南側坑口を除く)
県道36号高知南環状線	高知市春野町広岡中の国道56号との交差点～春野総合運動公園(高知市道春野町511号線との交差点～県道37号高知春野線との交差点を除く)
四万十町道山手線	国道56号との交差点～四万十町根元原の県道19号窪川船戸線との交差点、四万十町北琴平町の県道19号窪川船戸線との交差点～四万十町道宮ノ越線との交差点
県道19号窪川船戸線	四万十町根元原の四万十町道山手線との交差点～四万十町北琴平町の四万十町道山手線との交差点
四万十町道宮ノ越線	四万十町道山手線～四万十町道香月が丘西本通線との交差点
四万十町道香月が丘西本通線	四万十町道宮ノ越線との交差点～四万十町四万十緑林公園
県道325号上ノ加江窪川線	国道56号との交差点～くぼかわ病院
四万十市道古津賀中央線	国道56号との交差点～幡多土木事務所
国道439号	国道56号との交差点～四万十市道旭通線との交差点
四万十市道旭通線	国道439号との交差点～四万十市民病院
宿毛市道大道車岡線	国道56号との交差点～幡多けんみん病院
県道353号橋上平田線	国道56号との交差点～宿毛市総合運動公園
国道321号	国道56号との交差点～土佐清水総合公園(土佐清水市道小方長野線との交差点～県道21号土佐清水宿毛線との交差点、土佐清水市道鍵掛灘山線との北側交差点～土佐清水市道鍵掛灘山線との南側交差点を除く)

※ 表2、表3の区間欄の表示は道路法に基づく路線の起終点の考え方によらず、国道の県庁前交差点(若しくはこれに最も近い交差点)を起点とし、広域の防災拠点または県境を終点とする考え方に基づいて行った。

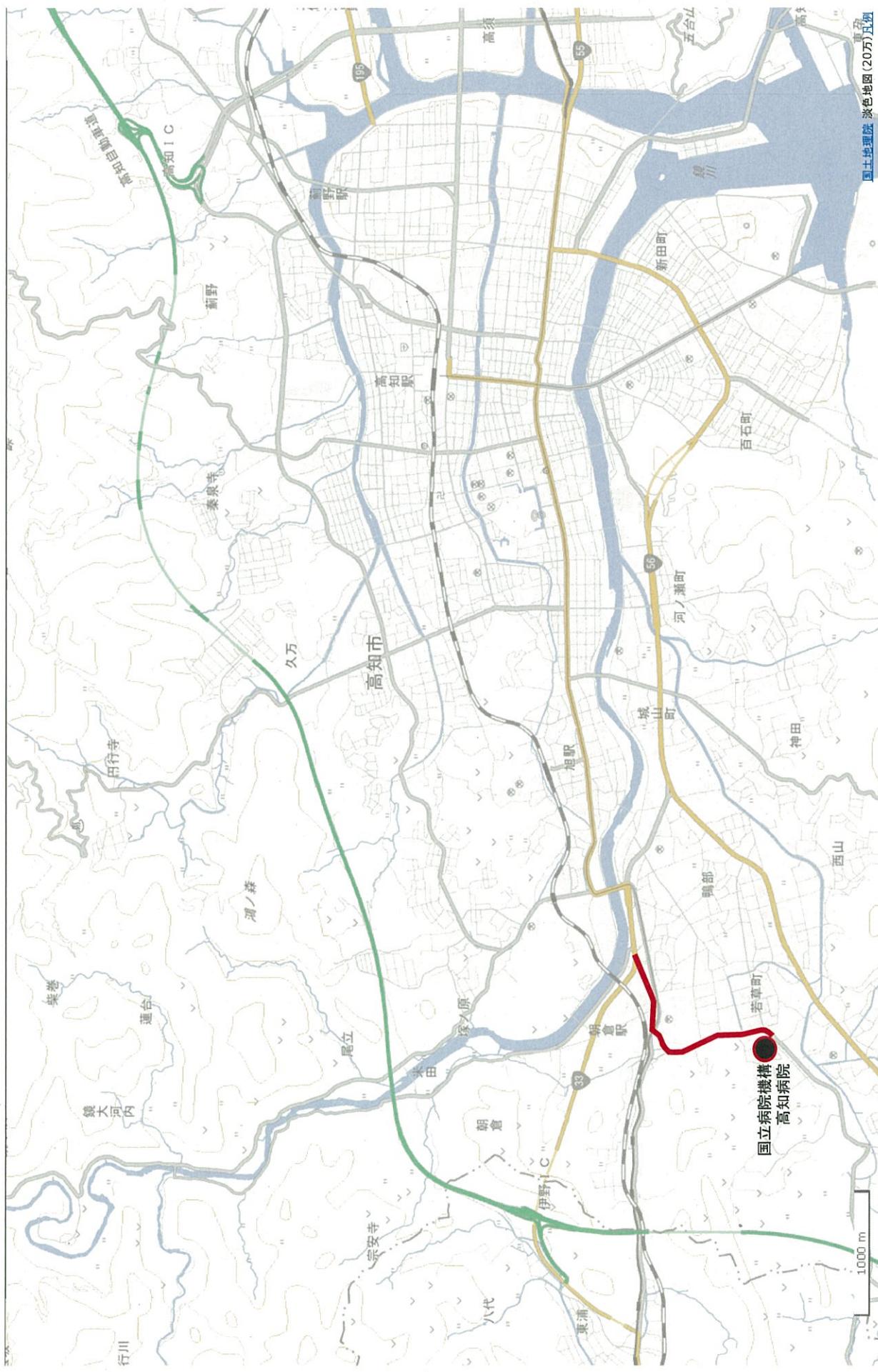
図2

## 国道33号



## 県道38号高知土佐線

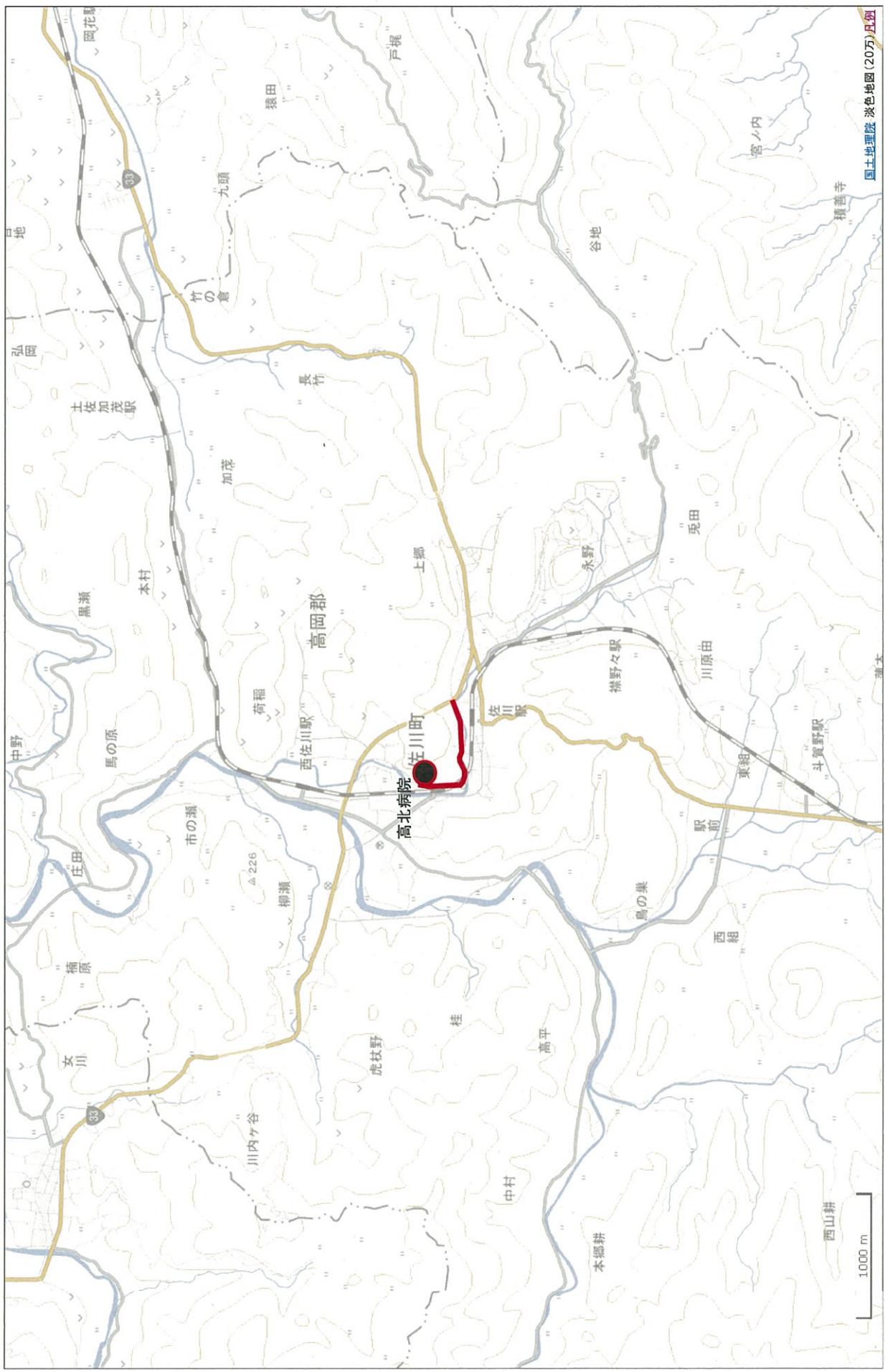
図2



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情復、第251号)」  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

## 県道302号長者佐川線・佐川町道青去2号線

図2

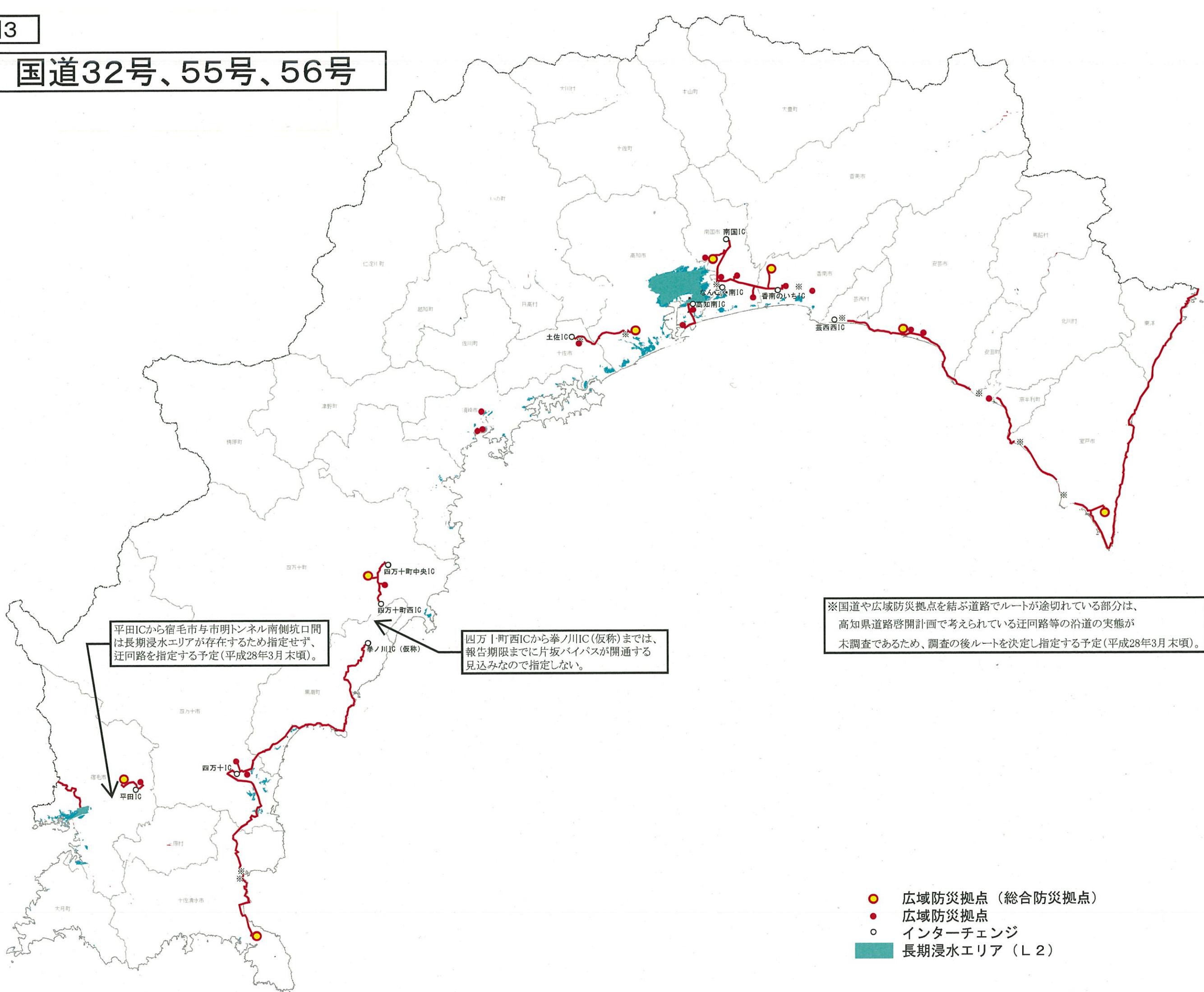


「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情復、第251号)  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

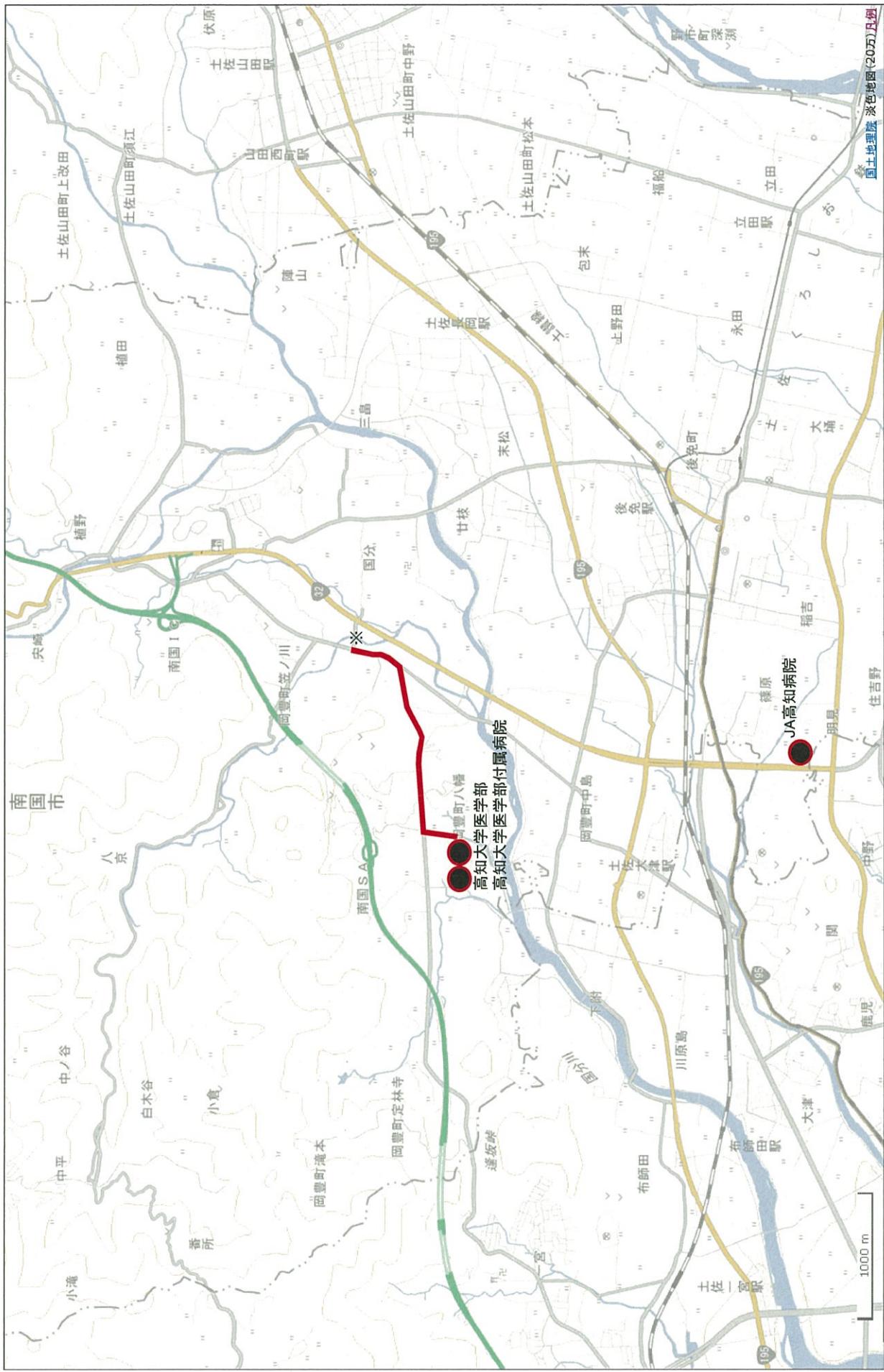
国土地理院 淡色地図(20万)販売

図3

## 国道32号、55号、56号

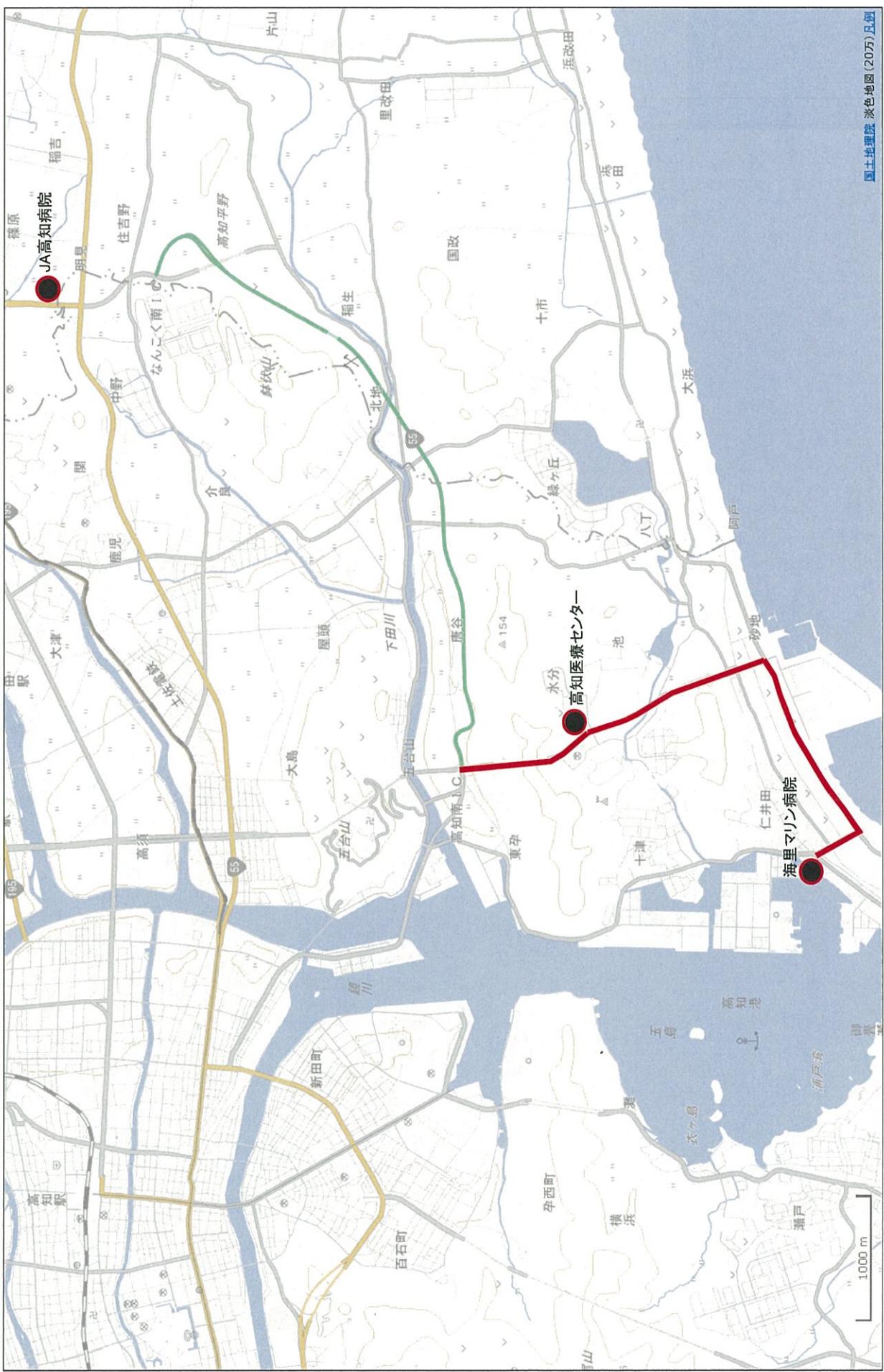


## 県道384号北本町領石線・南国市道南国122号線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものです。」  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

県道376号高知南インター線・県道14号春野赤岡線・県道35号桂浜宝永線  
県道278号弘岡下種崎線・高知市道三里347号線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号 平27情複、第251号）」  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

図3 県道45号南国インター線・南国市道旧農協病院線、県道373号高知空港インター線、  
 県道240号遠崎野市線・県道234号土佐山田野市線、  
 香南市道馬袋線・香南市道野地横井線・県道231号山川野市線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情復、第251号)」  
 「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

### 安芸市道妙見刑部線、県道29号安芸物部線



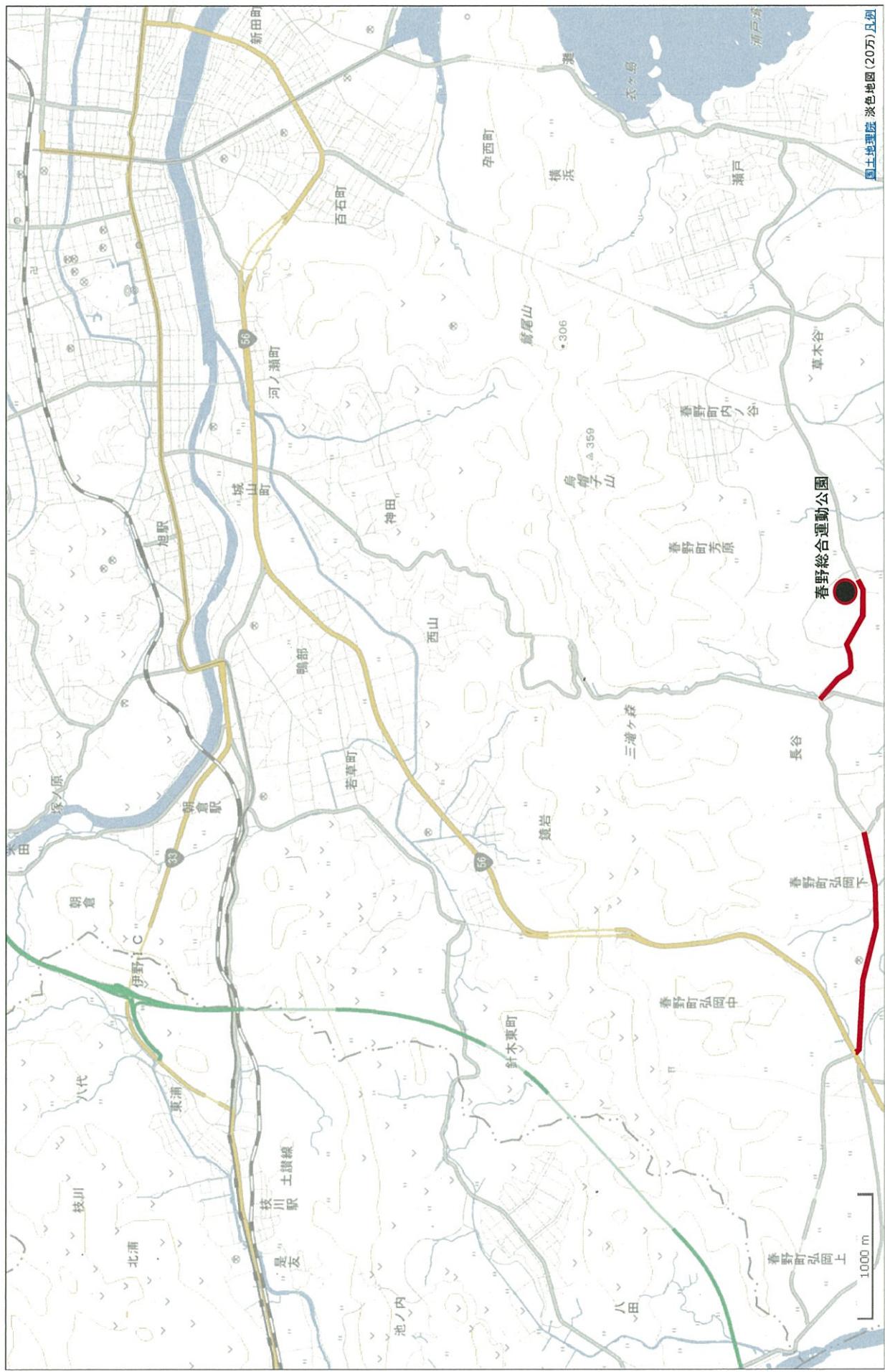
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情復、第251号)  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

図3 県道202号椎名室戸線・室戸市道室戸広域公園線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情報、第251号)」  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

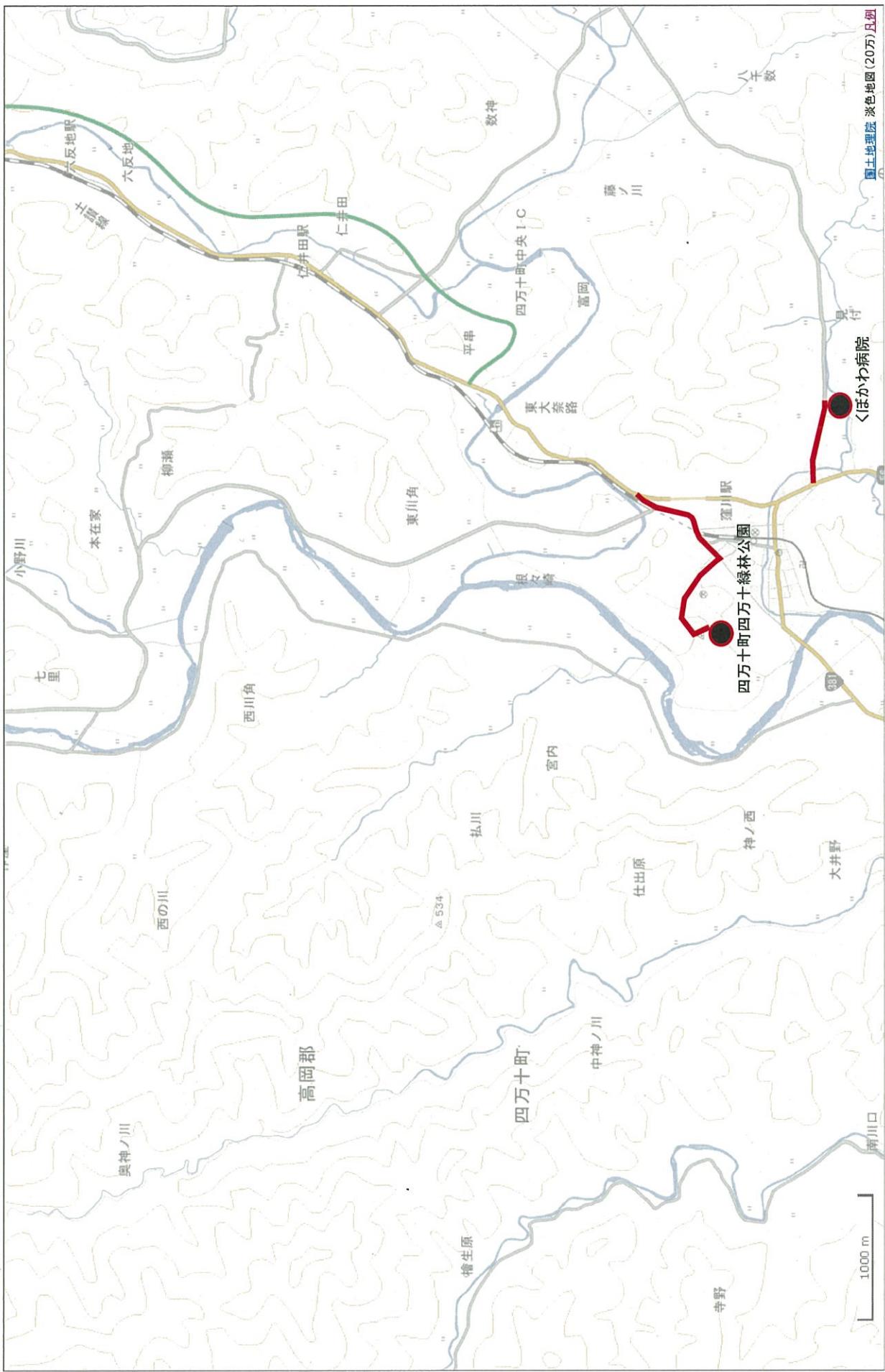
## 県道36号高知南環状線



国土地理院 淡色地図(20万)凡例

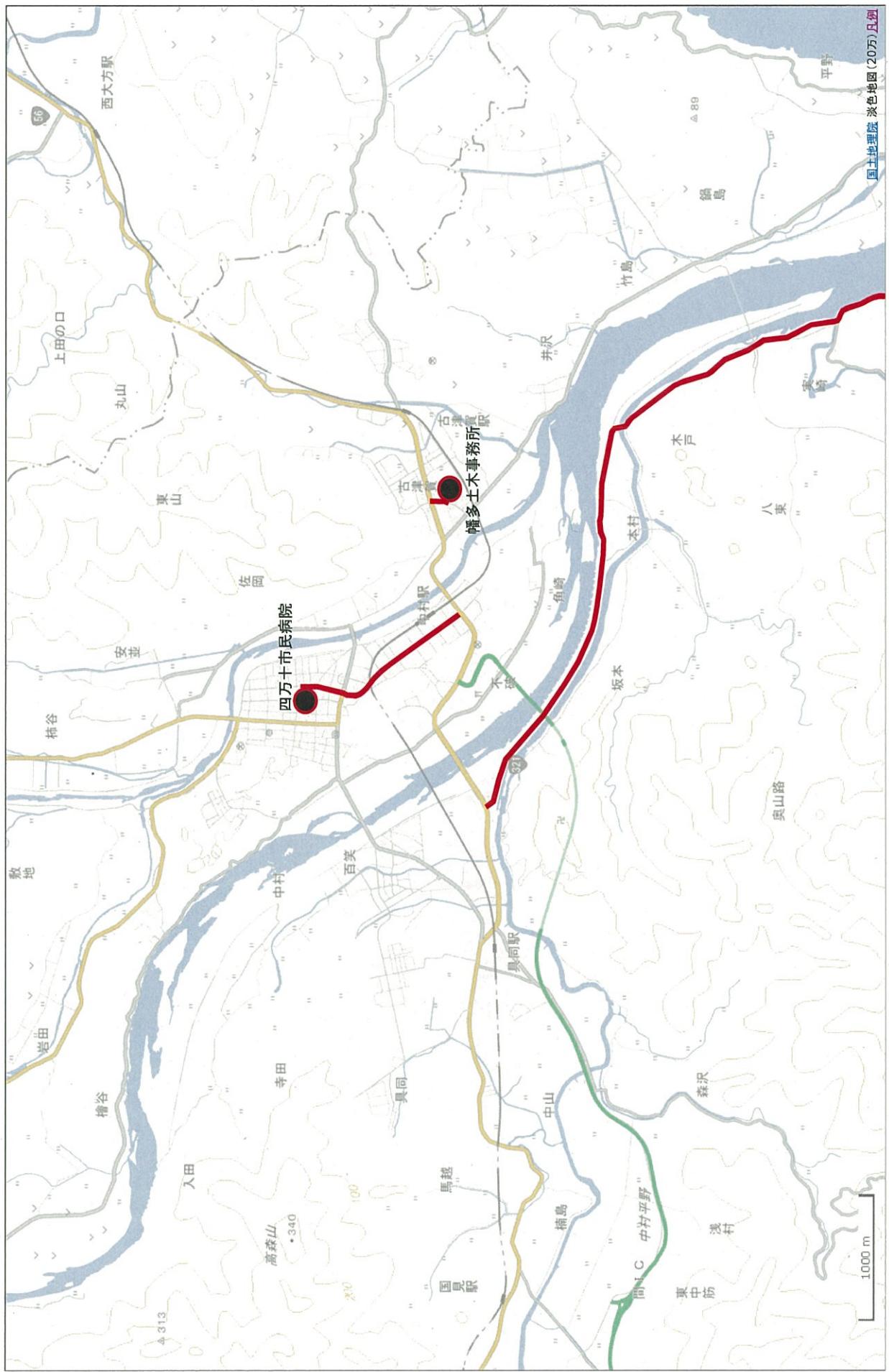
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情復、第251号)  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

四十町道山手線・県道19号滝川船戸線・四十町道香月が丘西本通線、  
県道325号上ノ加江滝川線



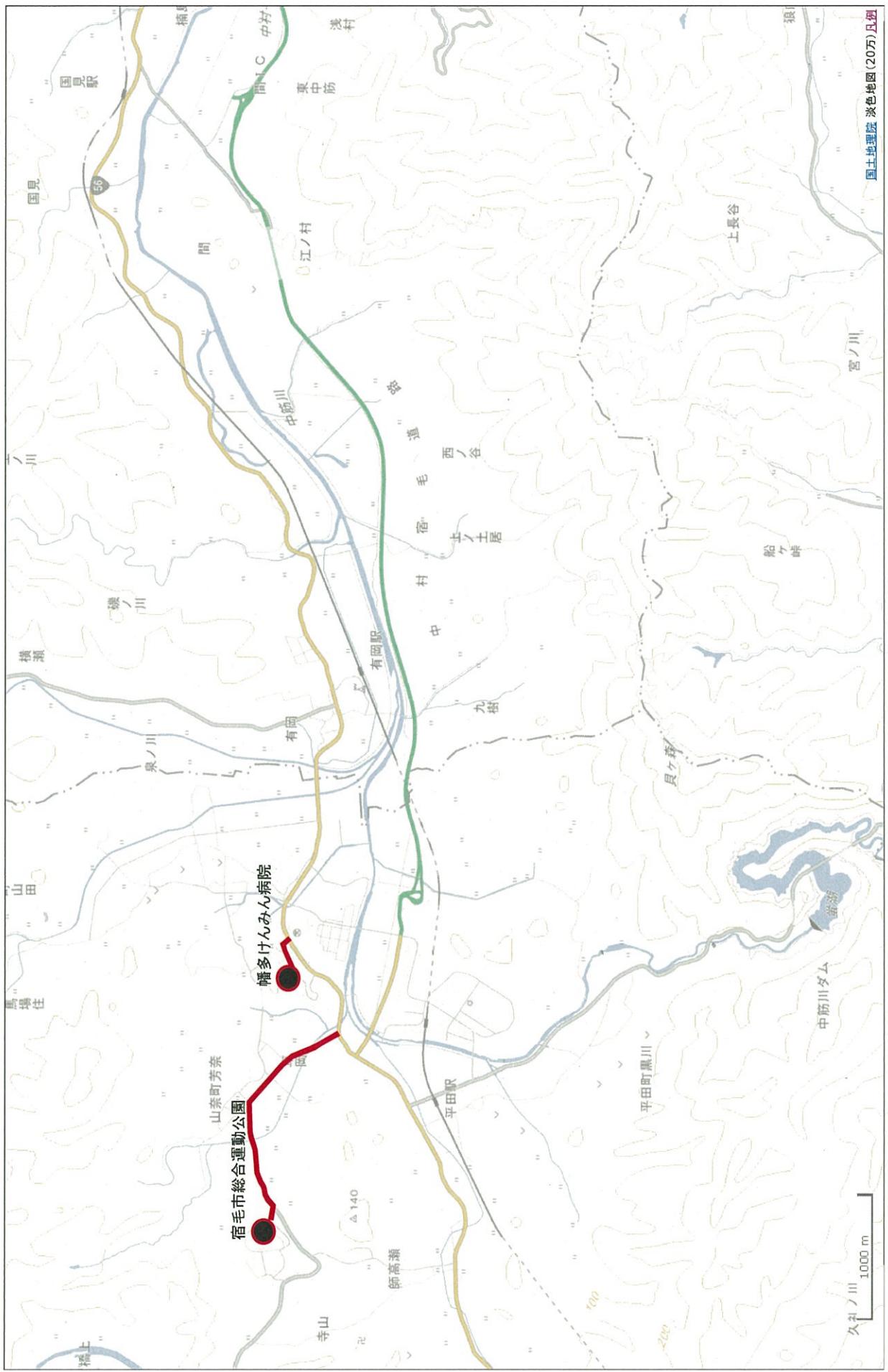
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情復、第251号)  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

### 四十市道古津賀中央線、国道439号・四十市道旭通線、国道321号



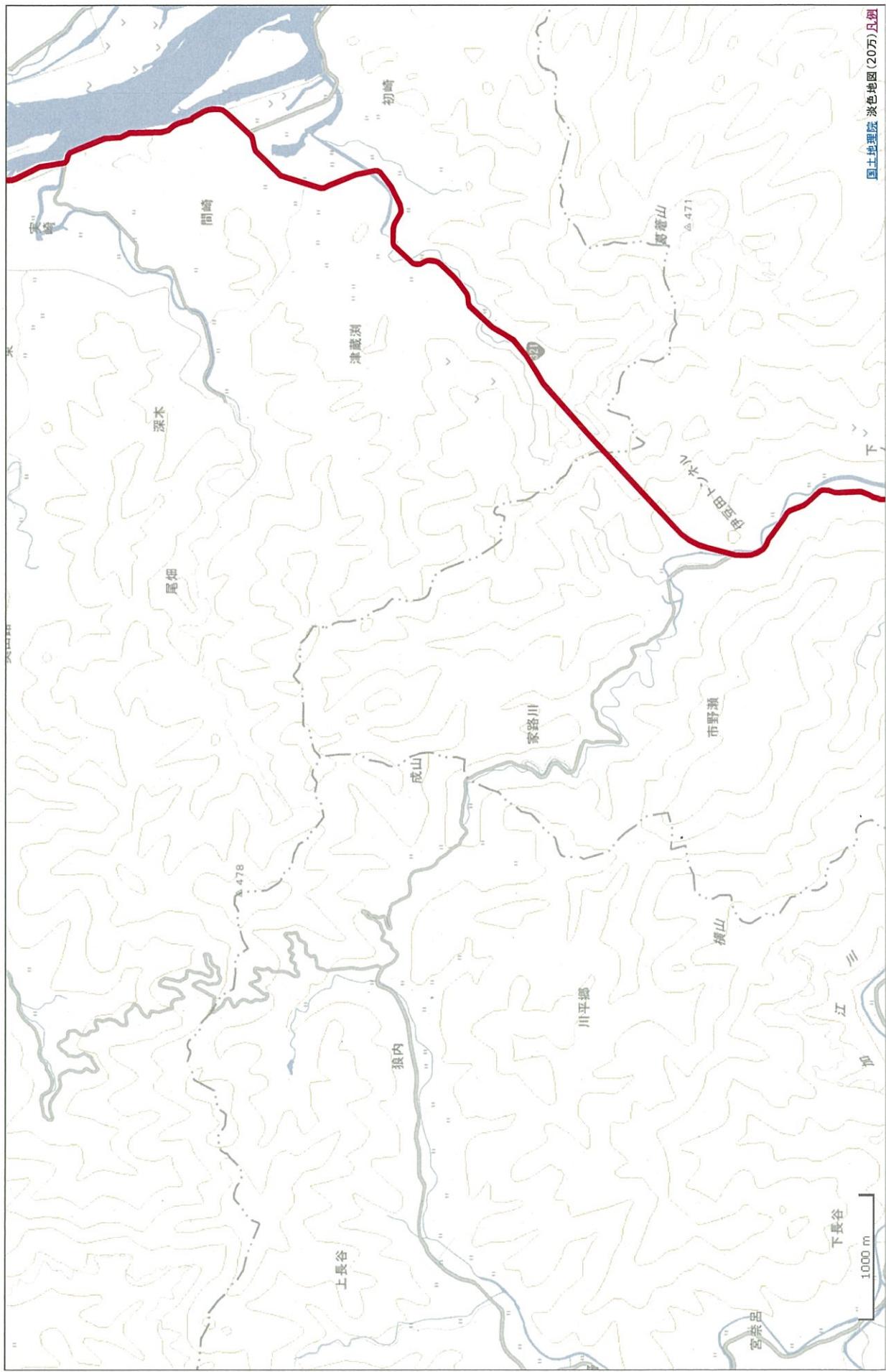
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものです。(承認番号 平27情復、第251号)  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

宿毛市道大道車岡線、県道353号橋上平田線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号 平27情報、第251号）」  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

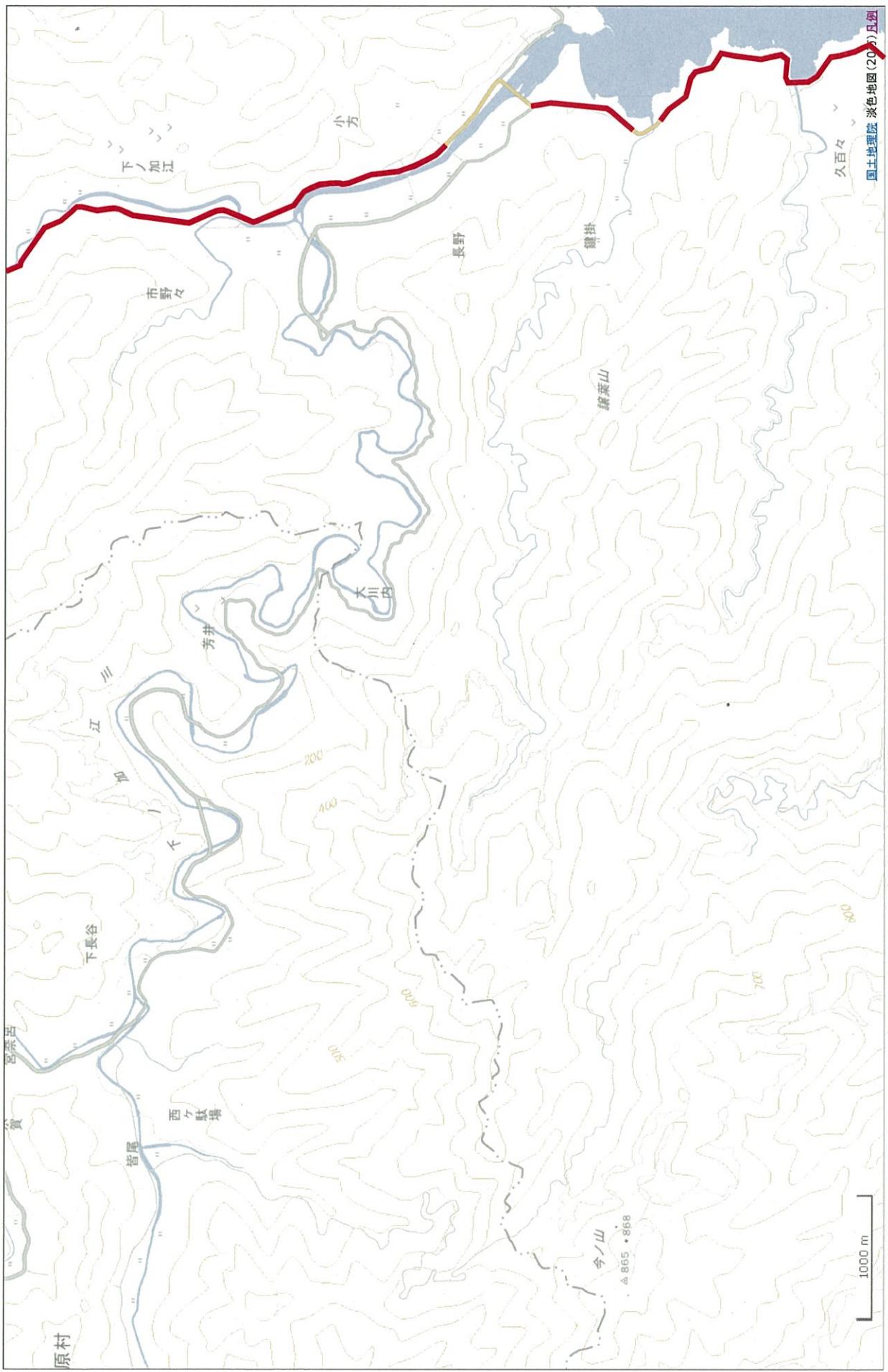
## 国道321号



国土地理院 淡色地図(20万)風景

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(軍認番号 平27情復、第251号)  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」」

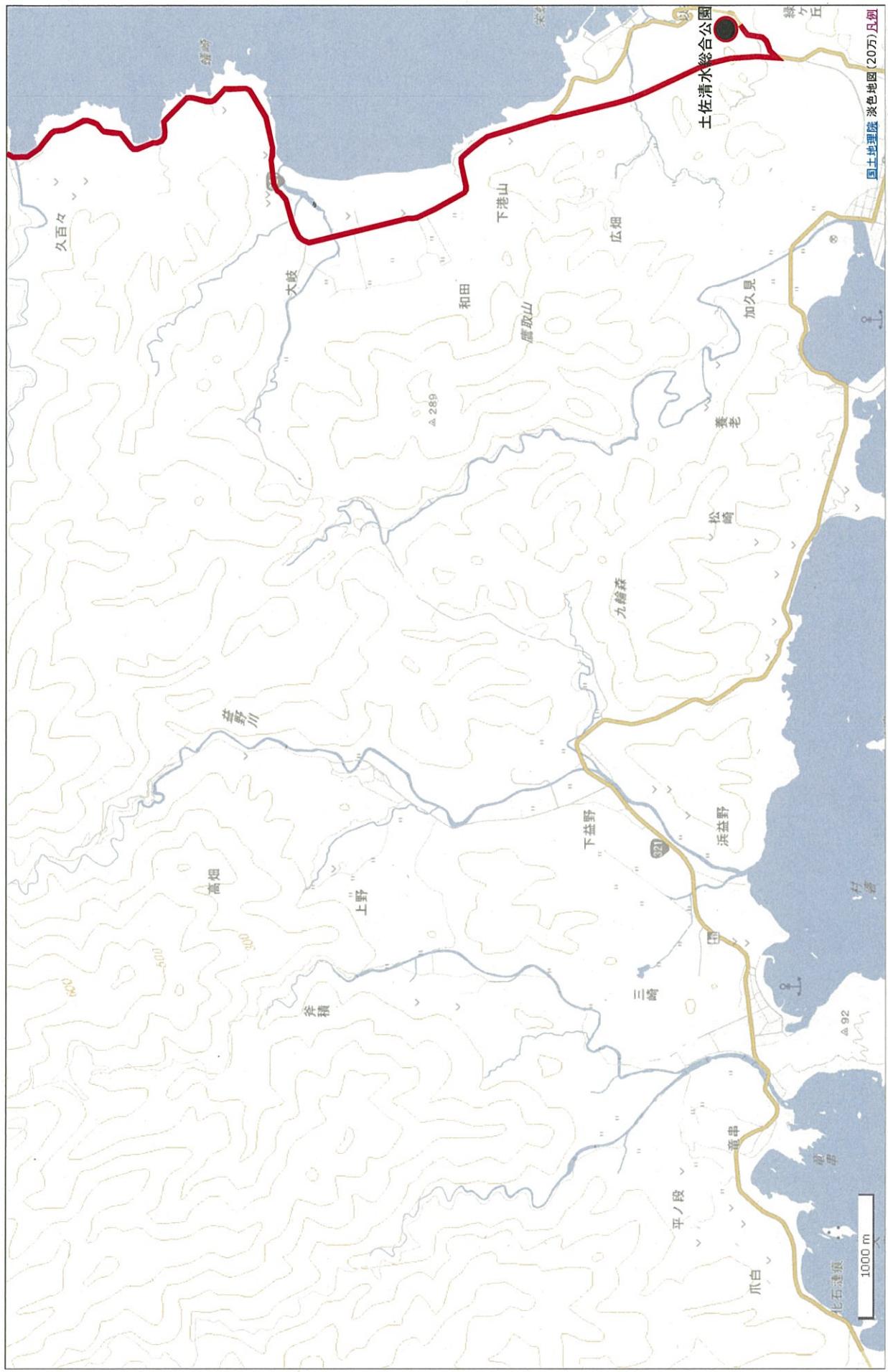
### 国道321号



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号 平27情復、第251号）」  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

## 国道321号

図3



国土地理院 淡色地図(20万)凡例

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情報、第251号)」  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

「建築物の耐震改修促進に関する法律」に基づく  
高知県耐震改修促進計画

平成 19 年 3 月

平成 21 年 3 月一部改正

平成 27 年 8 月 13 日一部改正

平成 27 年 11 月 24 日一部改正

高知県土木部建築指導課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

電話 (088) 823-9891

FAX (088) 823-4119

ホームページ [http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/  
172901/shidou-k-sidou.html](http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/172901/shidou-k-sidou.html)

Eメール [172901@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:172901@ken.pref.kochi.lg.jp)

※文中において、該当担当部署が明確な場合には、「担当課：○○」のような記載をしています。

※参考文献：「山口県耐震改修促進計画案」、「南海地震に備える基本的な方向と当面の取り組み（平成 19 年 2 月改定）」